

令和6年度

広域農業基盤整備管理調査

浪岡川地区他流量調査業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和6年度広域農業基盤整備管理調査浪岡川地区他流量調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営浪岡川地区十川、国営小田川地区金木川及び国営屏風山地区出精川の水利利用計画の基礎諸元を検討するため、河川横断測量及び低水流量観測を行うものである。

(場 所)

第1-3条

業務位置は、青森県黒石市大字西馬場尻字沼田地内、五所川原市金木町喜良市相野山及びつがる市稲垣町千年清橋地内で、別添「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。

- ・浪岡川地区 十川流量観測 一式
- ・小田川地区 金木川流量観測 一式
- ・屏風山地区 出精川流量観測 一式

(一般事項)

第1-5条

共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(配置技術者の確認)

第1-6条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情

報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-7条

受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条

測量作業の基本条件は、次のとおりである。

- (1) 河川横断測量の基準となる基地点は、別途監督職員が指示するものとする。
- (2) 河川横断測量の測量予定線の延長は以下のとおりである。

十川流量観測地点	40m程度
金木川流量観測地点	40m程度
出精川流量観測地点	10m程度

- (3) 測量作業に当たっては、原則として「共通仕様書」によるほか、国土交通省河川砂防技術基準調査編（平成26年4月、国土交通省水管理・国土保全局）の第2章「水文・水理観測」によることとする。

(参考図書)

第2-2条

作業の参考にする図書は、次によるものとする。

名 称	発 行	制定年月日
国土交通省河川砂防技術基準 (調査編)	国土交通省水管理・国 土保全局	平成26年4月（令和4年6月 一部改訂）

(貸与資料)

第2-3条

貸与資料は、次表のとおりとする。

資 料 名	備考
令和4年度広域農業基盤整備管理調査小田川地区(金木川)流量調査業務 報告書	
令和5年度広域農業基盤整備管理調査浪岡川地区他流量調査業務 報告書	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条

第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き、完了検査時に一括して返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。

なお、詳細は別紙-1【作業項目表】に示すものとする。

作 業 項 目	数 量
1 計画準備	1式
2 現地調査	1式
3 河川横断測量	1式
4 低水流量観測	3回
5 水位流量曲線作成	1式
6 河川流量の整理	1式
7 点検とりまとめ	1式

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 河川横断測量

- 1) 河川横断測量は、流量観測調査時に行うこととし、各河川に設置している基準杭を使用して行う。また、対象河川の横断測量を第1回目の流量観測時に、監督職員立会いのもと基準杭を確認し実施するものとする。
- 2) 洪水等により河川の横断面が変わった場合には、監督職員に報告するものとする。

(2) 流量観測

- 1) 観測時期は、9月～11月の間に月1回の観測とする。また、実施する日については、監督職員と打合せの上決定するものとする。
- 2) 流量観測は、主観測線において実施し、検定済みの流速計を使用する。
- 3) 流速計による観測は、徒歩観測を行い、水位・川幅(測点間隔)水深・流速とし、これらの測定時間、河川状況も併せて記録する。なお、徒歩観測しがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 流速測定は、水深0.50m以上では2点法で、2割と8割水深で行うものとし、水深0.50m未満では1点法とし、6割水深により行うものとする。
- 5) 観測時の水位計水位を記録するものとする。
- 6) 観測時刻は、準備を終え水深測定を始める前を開始時刻とする。

(3) 測点間隔

河川名	水面幅	水深測線間隔	流速測線間隔
十川	10m 以下	水面幅の10～15%	同左
金木川	10m 以下	水面幅の10～15%	同左
出精川	10m 以下	水面幅の10～15%	同左

- 1) 測点間隔については、上記によるが水深の変化や川底の状況により適宜、観測間隔を密にすること。
- 2) 水深測定は、左右岸の杭を基準にしてテープを張り、器具はスタッフ又は水深測定ポールを使用し cm 単位で測定する。
- 3) 水深測定の水幅は、基準杭を結ぶ線上で測定する。

(4) 写真撮影

- 1) 観測時の作業写真と流況がわかるような全景写真を、できるだけ毎回同位置からの写真撮影とする。

(管理技術者)

第3-3条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。
- (2) 別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第3-4条

担当技術者は、共通仕様書第8条によるものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第10条による打合せについては、次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手前の段階
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
- (3) 図面原図 1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により作業計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

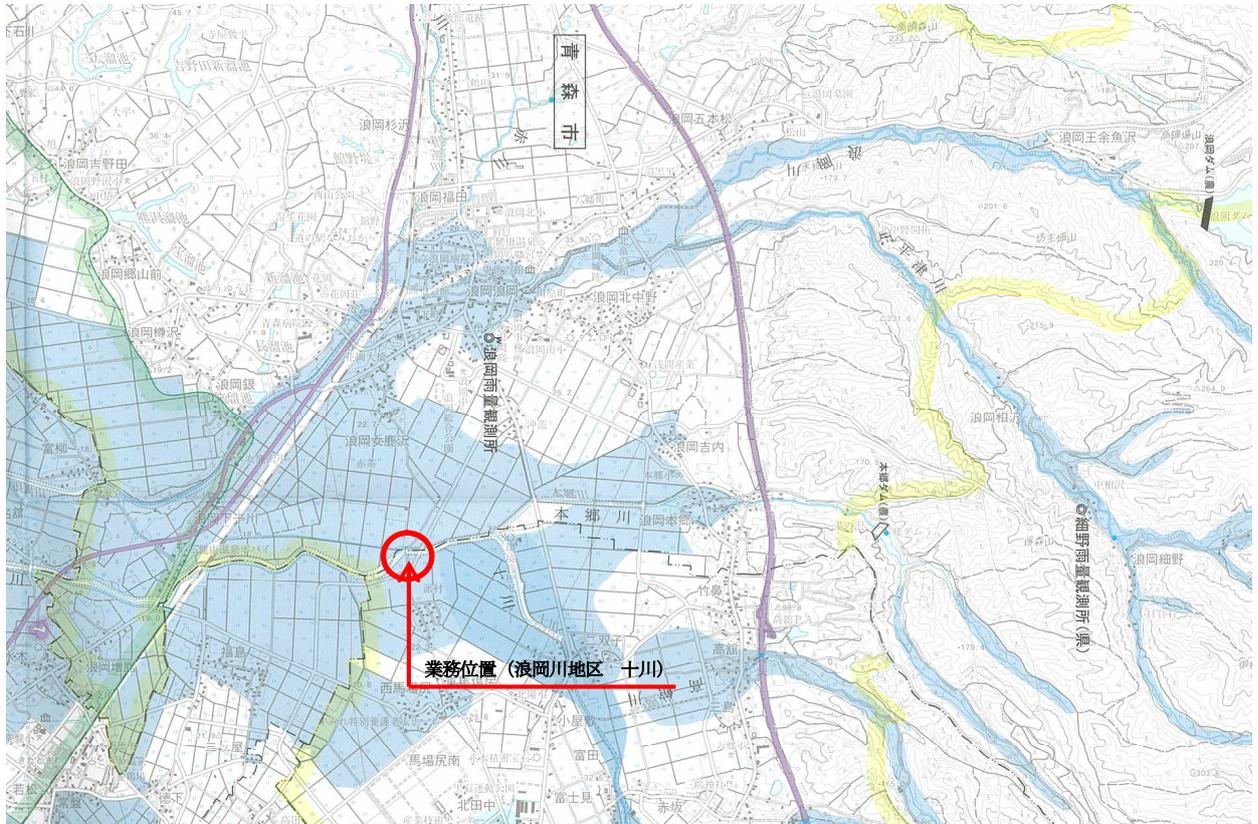
第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

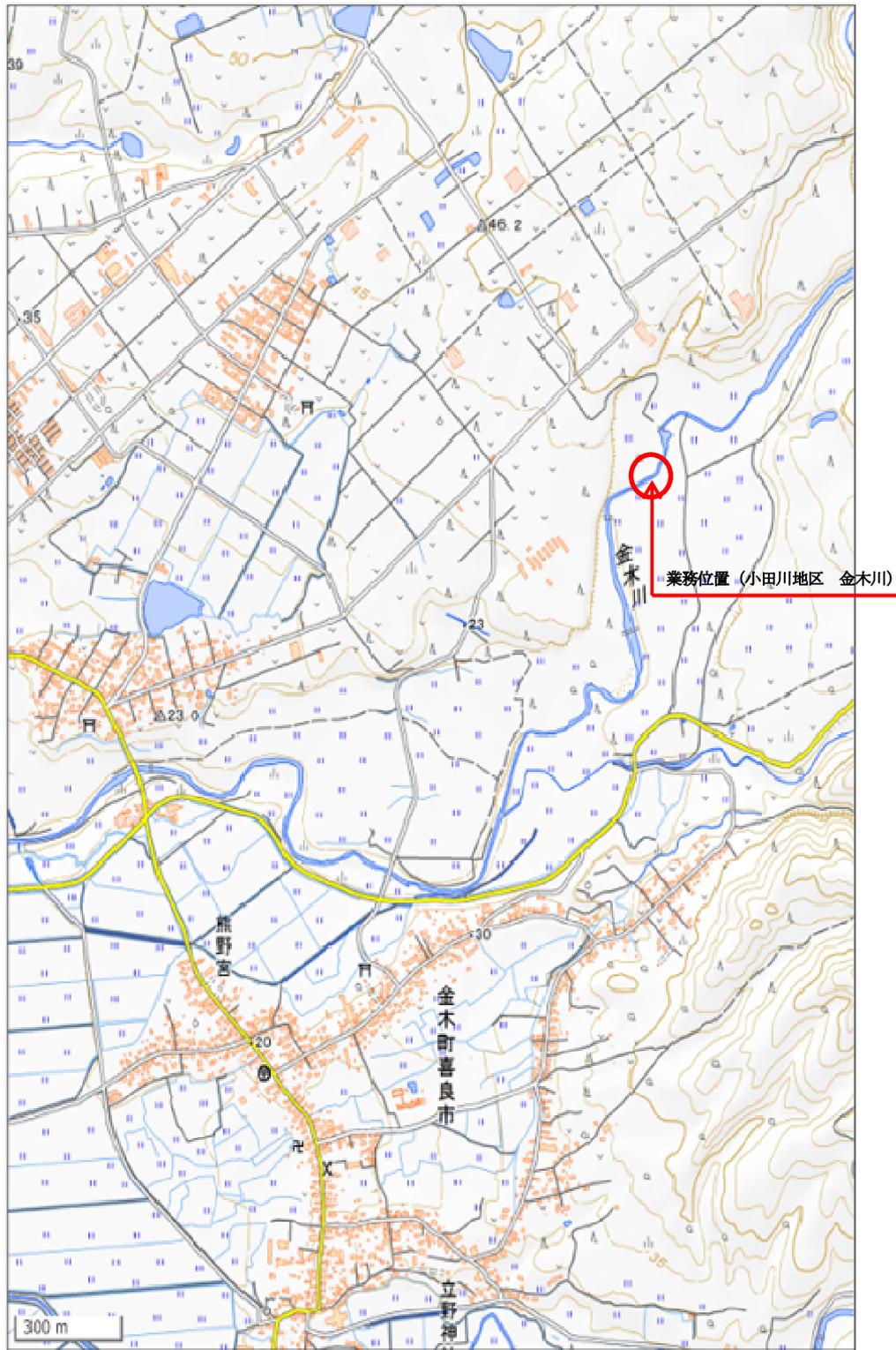
別添

令和6年度広域農業基盤整備管理調査 浪岡川地区他流量調査業務 位置図

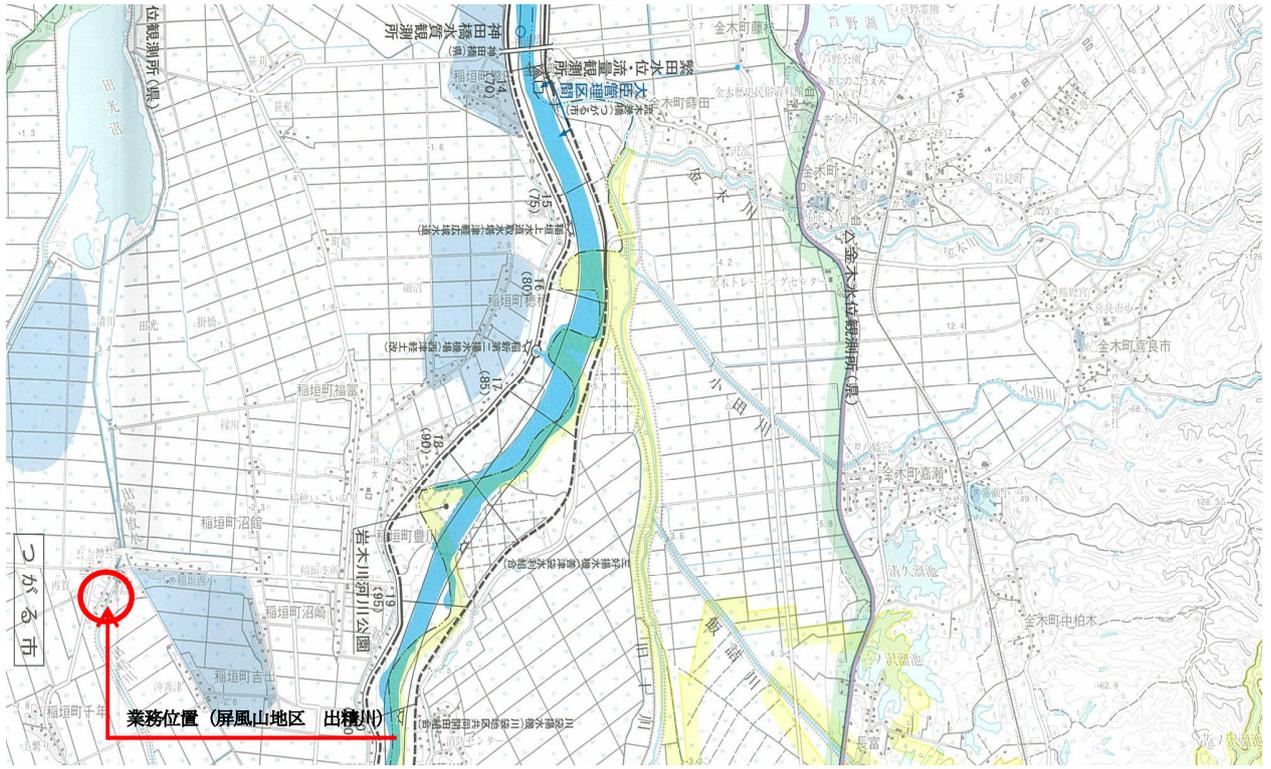
【業務位置（浪岡川地区 十川）】



【業務位置（小田川地区 金木川）】



【業務位置（屏風山地区 出精川）】



【作業項目表】

作業項目	作業内容	数量	作業実施欄
1 計画準備	河川横断測量及び低水流量観測の実施にあたり、過年度業務の報告書等により整理し、調査計画を概定するとともに、調査測量機器の準備等を行う。	1式	○
2 現地調査	河川横断箇所及び流量観測箇所の状況等を把握するため、現地調査を行う。	1式	○
3 河川横断測量	流量観測地点において、河川断面を把握するために横断測量を行う。	1式	○
4 低水流量観測	水位流量曲線作成の基礎データとするため、水深と流速を測定（9月～11月）する。 また、河川横断測量を行った結果を用いて観測地点における流量を算定する。	3回	○
5 水位流量曲線作成	本観測結果から、観測地点における水位流量曲線を作成する。	1式	○
6 河川流量の整理	調査地点に設置された自記水位計の水位データと水位流量曲線より、河川流量を整理する。	1式	○
7 点検とりまとめ	上記作業について、点検を行い、報告書を作成する。	1式	○

別紙－２（第３－３条、第４－１条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～C までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額